

令和8年度会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員登録制度は、地方公務員法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。面接等を行い登録された方の中から任用を決定します。

受付期間内に、申込は持参または郵送にて「岡垣町会計年度任用職員登録申込書（令和8年度）」を提出してください。

【以降に掲げる任用条件のほか、共通するもの】

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

<欠格条項>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・岡垣町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎受付期間

令和7年12月25日（木）～令和8年1月23日（金）

9時00分～17時00分（12時～13時を除く）

※持参の場合、土日祝日は除く。

1. 募集職種及び登録要件

岡垣町教育委員会（学校勤務）の会計年度任用職員

No.	募集職種	登録要件	所管
1	学校事務	性別・年齢不問。パソコン操作を含む一般事務ができる人。	教育総務課
2	特別支援学級支援員	性別・年齢不問。資格不要。特別支援学級の児童生徒の指導や世話をする業務です。	
3	調理補助員	性別・年齢不問。資格不要。小学校給食の調理補助・配膳・食器洗浄などの業務です。	

2. 勤務時間及び報酬等

岡垣町教育委員会（学校勤務）の会計年度任用職員

No.	募集職種	勤務時間	時間額
1	学校事務	午前 8 時～午後 5 時の間で学校長が指定する時間 ※年 650 時間以内または年 800 時間以内の勤務	1,135 円
2	特別支援学級支援員	午前 8 時～午後 5 時の間で学校長が指定する時間 ※月 77 時間以内の勤務	
3	調理補助員	午前 8 時～午後 5 時の間で学校長が指定する時間 ※調理員が休んだときのみ勤務	

※勤務時間は学校によって異なります。

※学校行事により、土・日曜日に勤務することがあります。

※時間額は関係条例等の改正により変更となる場合があります。

※1日の勤務が7時間45分の場合は、別途規則に基づく日給での支給となります。

※共済組合及び雇用保険の適用はありません。

3. 勤務条件等

(1) 勤務場所

町内の小中学校 ※No.3 については、勤務場所が内浦小学校となります。

(2) 任用期間

令和9年3月31日までの範囲内

(3) 条件付採用

採用後1か月間（採用後1か月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式な採用となります。

(4) 勤務時間

フルタイム勤務：週38時間45分

パートタイム勤務：1日につき7時間45分を超えず、1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲で決定（概要は上記に記載）

(5) 給与等

基本給のほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当等を実績に基づいて支給します。

なお、通勤手当は片道 2 km 以上の場合、期末手当は任用期間が 6 か月以上かつ 1 週間の平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合のみ支給します。

前述の報酬等は、給与改定に伴う条例改正により変動する場合があります。

(6) 週休日

原則として日曜日及び土曜日が週休日となります。職種や業務内容により異なります。

(7) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休日とします。ただし、職種や業務内容によっては勤務を命じられることもあります。

(8) 休暇

関係条例及び規則の定めに従い、年次有給休暇、特別休暇を付与します。

(9) 各種保険の適用

任用期間等に応じて、共済組合、雇用保険に加入します。

(10) その他

地方公務員法に定める以下の規定が適用されます。

- ・服務の根本基準（第 30 条）

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力で職務に専念しなければならない。

- ・服務の宣誓（第 31 条）

服務の宣誓をしなければならない。

- ・法令及び上司の命令に従う義務（第 32 条）

職務遂行にあたって、法令等各種規定に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

- ・信用失墜行為の禁止（第 33 条）

その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- ・秘密を守る義務（第 34 条）

職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。任用後においても同様。

- ・職務に専念する義務（第 35 条）

勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

- ・政治的行為の制限（第 36 条）

公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。

- ・争議行為等の禁止（第 37 条）

ストライキ、その他の争議行為又は町の期間の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。

- ・営利企業等の従事制限〔兼業の禁止〕（第 38 条）

任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや報酬を得て本来の業務以外の仕事を

してはならない（パートタイムの会計年度任用職員は除く）。

4. 受付期間

- ・申込書を教育総務課に提出してください。
- ・教育総務課において申込書を受付後、面接を行います（面接日時は、受付期間の終了後にお知らせします）。
- ・現在、会計年度任用職員として登録済の人は、面接が免除となります（5年を経過した人を除く）。

5. 提出するもの

令和8年度会計年度任用職員登録申込書（必ず写真を貼付して下さい）

※会計年度任用職員登録申込書は、岡垣町役場（教育総務課）にあります。岡垣町公式ホームページからもダウンロードできます。

6. 雇用される期間

今回の募集で登録された方は、令和9年3月31日までの期間において、会計年度任用職員として勤務することとなります。

7. 登録から任用まで

申込み後面接を行い、その結果で登録を行います。

- ① 登録申込書を提出
- ② 受付 ⇒ 面接 ⇒ **登録**
- ③ 教育委員会から登録者へ連絡 ⇒ 任用

8. 提出先及び問い合わせ

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

岡垣町教育委員会 教育総務課（役場本館3階）

T E L 093-282-1211（内線：314・315） F A X 093-282-6024